二　ファイルへの記録の方法

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の三　令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子メールを送信する方法であって、液化石油ガス販売事業者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（委託契約に係る記載事項等）

第二十八条　法第二十八条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

2　法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十八条第一項に掲げる事項（以下「契約事項」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに契約事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　保安業務の委託契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二　ファイルに記録された契約事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第二十八条の二　令第五条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　前条第二項各号に掲げる方法のうち、保安業務の委託契約の当事者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十八条の三　令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］